

## 真岡市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

### （趣旨）

1 热中症対策を強化するため、気候変動適応法※1が改正され、指定暑熱避難施設※2（以下、「クーリングシェルター」という。）を市町村長が指定できることとなりました。

市では、公共施設をクーリングシェルターとして指定し、熱中症による健康被害を防止するための取組を行っております。については、さらなる熱中症予防に資することを目的とし、クーリングシェルターの設置を増やすため、ご協力いただける民間施設を募集します。

※1 気候変動適応法…地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、

国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

※2 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）…冷房設備を有し、熱中症特別警戒アラート発表時に不特定多数の者へ開放される施設

### （実施内容）

2 クーリングシェルターは、市民の休息場所として主に次の内容を実施します。

- (1) 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルター案内表示の提示
- (2) 休息用の椅子等の準備（既設のもので可）
- (3) 空調の適切な管理
- (4) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあつた場合）

### （応募資格）

3 応募資格は、市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。

- (1) 冷房設備を有し、適切な管理を行う施設
- (2) 利用者が滞在する際、適切な空間を保つことができる施設
- (3) 热中症特別警戒アラートが発表されていない際にも休憩することが可能な施設
- (4) 施設情報を市ホームページに掲載できる施設

### （施設運用期間）

4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒アラート運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

(募集期間)

5 募集期間は、隨時受付となります。ただし、施設運用期間終了後の応募については、次年度の施設運用期間の際の指定となる場合があります。

(応募方法)

6 別紙応募用紙に必要事項を記載のうえ、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって、真岡市部環境課に提出してください。

(提出後の流れ)

7 応募用紙提出後の流れは、次のとおりとなります。

- (1) 真岡市環境課にて受領
- (2) 応募内容の審査
- (3) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (4) 協定の締結
- (5) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
- (6) クーリングシェルターの運用開始

(物資の配布、情報の提供)

8 市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。

- (1) クーリングシェルター案内表示の配布
- (2) 熱中症特別警戒アラート発表時の情報提供

(その他)

9 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

応募・問合先

〒321-4395

真岡市荒町5191番地

真岡市 市民生活部 環境課 環境対策係

TEL 0285-83-8127

FAX 0285-83-8392

電子メール [kankyou@city.moka.lg.jp](mailto:kankyou@city.moka.lg.jp)